

令和3年度沖縄県振興審議会

第3回総合部会議事録

1 日 時 令和3年8月24日(火) 14:00~16:48

2 場 所 沖縄県市町村自治会館第5・第6会議室

3 出席者

【部会委員】

※オンライン参加

部会長	大城 郁寛	琉球大学名誉教授
副部会長	※島袋伊津子	沖縄国際大学経済学部教授
	※瀬口 浩一	琉球大学国際地域創造学部教授
	※喜納 育江	琉球大学国際地域創造学部教授
	※高平 光一	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
	※玉城 秀一	一般財団法人南西地域産業活性化センター専務理事
	※富川 盛武	那覇空港ビルディング株式会社社長
	仲宗根君枝	特定非営利活動法人消費者センター沖縄会員
	※藤田 陽子	琉球大学島嶼地域科学研究所教授
	※真喜屋美樹	沖縄持続的発展研究所所長
	※村上 尚子	こころ法律事務所弁護士

(欠席)

稲福 具実 旭橋都市再開発株式会社代表取締役社長

【事務局等】

企 画 部： 與那嶺参事、高江洲企画調整課長、武村副参事(企画調整課)、
城間班長(企画調整課)

総 務 部： 池原管財課長

子ども生活福祉部： 榊原女性力・平和推進課長、大城保護・援護課長

警察本部警務部： 山内警務課長

知 事 公 室： 古堅基地対策課長、池原防災危機管理課長

環 境 部： 玉城環境保全課長

土 木 建 築 部： 儀間道路管理課班長

1 開会

【事務局 城間班長(企画調整課)】

これより沖縄県振興審議会第3回総合部会を開催いたします。

私は司会を担当します沖縄県企画部企画調整課の城間と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

本日は会場にお2人の委員、オンラインで9名の委員にご参加をいただいております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
本日の総合部会は、前回同様に沖縄県緊急共同メッセージを受けましてオンライン
形式を主とした部会とさせていただいております。委員の皆様にはご協力いただきまして
感謝申し上げます。

また、会場にご参加いただいている関係者の皆様におかれましては、感染症拡大防止の
観点からマスクの着用にご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

まず、「新たな振興計画(素案)」、本日の次第、出席者名簿、配席図。

資料1：新たな振興計画(素案)(第3回総合部会調査審議箇所抜粋版)。

資料2：関連体系図(案)(第3回総合部会調査審議箇所抜粋版)。

資料3：第1・第2回総合部会意見への対応方針。

資料4：委員等から部会に提出された意見書(基地問題の解決と米軍基地から派生する
諸問題及び戦後処理問題の解決)。

資料5：委員等から部会に提出された意見書(駐留軍用地跡地の有効利用)。

資料6：委員等から部会に提出された意見書(県土のグランドデザインと圏域別展開)。

以上を配付してございます。不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。よ
ろしいでしょうか。

オンラインでご参加いただいている委員の皆様におかれましては、ハウリング防止のた
め発言時以外は音声をミュートにしておりますので、ご了承ください。

なお、この会議は原則公開となっております。あらかじめご承知おきください。

それでは、議事に入ります。沖縄県振興審議会運営要綱第3条第3項の規定により部会
長が会務を総理することとなっております。

これ以降の議事につきましては、大城部会長に進行をお願いいたします。

【大城部会長】

会の進行を務めます大城です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は次第にありますとおり、議事1にて前回の審議の際に委員の皆さんからいただいた意見への対応方針について報告してもらい、その後、議事2、3、4では個別検討テーマの審議を予定しております。

それでは早速ですが、議事を進めていきます。

議事1、第1・第2回総合部会意見への対応方針について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

2 議事1(第1・第2回総合部会意見への対応方針について)

(1)対応方針説明

【事務局 榊原女性力・平和推進課長】

女性力・平和推進課の榊原でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付してございます資料3に基づいてご説明いたします。私からは29番から幾つかのご意見について対応方針を説明したいと思います。

まず、29番と30番につきましては、性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援に係る表記について、「離島における被害者への支援充実を追記してはどうか」、また、「DV防止対策に記載があるが、犯罪支援者支援の項目に入れることが適しているのではないか」という村上委員からのご意見がございました。

29番につきましては、委員のご意見を踏まえまして、離島を含む協力病院と関係支援機関との連携強化と追記をいたしました。

30番については、おっしゃるとおり犯罪被害者支援の一環であるというところですが、DV及び性犯罪、性暴力はともにジェンダーに基づく暴力であると考え、ジェンダーに基づく暴力の防止・被害者支援の観点から、原文どおり同じ項の中で取り扱いたいと考えております。

次に、32番は「新時代の時期が不明瞭であるため、次世代としてはどうか」との仲宗根委員からのご意見でした。本土復帰50年の節目となる令和4年からの新たなスタートを新時代と捉え、原文どおりとしたいと考えております。

続きまして、34番「平和学習の推進について、子どもたちの平和を学びたいという意欲に寄り添うとあるが、実態に即し、平和の実現に貢献したいという子どもたちの意欲が適しているのではないか」との喜納委員のご意見でした。

こちらを子どもたちの年齢や平和学習に関する習熟度に関わらず、多くの子どもたちに

幅広く学びの機会を提供することを目指すとし、該当箇所を赤字で修正しております。

続きまして、35番「慰霊碑や慰霊塔の管理に係る表記について、具体的な調査の結果という実態に即し、管理実態の調査結果を踏まえつつとしてはどうか」との喜納委員のご意見を踏まえまして、修正しております。

続きまして、5ページをお開きください。関連体系図(案)に対するご意見について、ご説明いたします。

それでは、②成果指標について、施策番号2-(5)のうち、指標名「国際的な家庭問題に関する相談件数」について、「評価する際に効果を捉えにくくなるのでは。相談拠点を幾つ設けたかなどのほうが分かりやすいのではないか」との委員からのご意見がございました。国際的な家庭問題に関する相談については、外国の婚姻制度等への専門的な知見が必要であることから、相談件数を指標としており、原案のとおりとしたいと思います。

同じく施策番号2-(5)のうちの指標「性の多様性に関する啓発講座等の受講者数」につきましても、同様に「効果の捉え方や企業での雇用人数の推移等が正確ではないか」とのご意見がございました。こちらにつきましては、1人でも多くの県民が正しい知識等に触れ、理解を深めることが性の多様性が尊重される社会の実現につながると考えることから、原案どおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

同じく「2-(8)安全・安心に暮らせる地域づくり」の指標「配偶者暴力相談支援センター設置数」については、委員のご意見を踏まえまして「配偶者暴力相談件数」に変更したいと思います。

続きまして、7ページをお願いいたします。

施策番号4-(1)のうちの指標「平和に関する社会貢献活動に取り組む個人や団体の数」につきましては、委員から「量で測ることも重要であるが質で測ることも重要であるため、どのような平和発信のコンテンツを発表したかなどの指標も検討していただきたい」とのご意見がございました。こちらにつきましては、身近な社会貢献活動を通して平和に関する県民意識の高揚を図ることを目的とした施策の「ちゅうちな一草の根平和貢献賞」を令和元年に創設したところであり、その受賞団体の数を指標とした原案どおりとさせていただきたいと考えております。

以上、子ども生活福祉部からの説明でございました。

【事務局 山内警務課長】

皆さんこんにちは。警察本部警務部警務課長の山内です。よろしくお願いいたします。

前回の総合部会までに各委員からありましたご意見について、県警察において対応方針をご説明いたします。

まず、資料3の1ページをご覧ください。「安全・安心な生活の確保と警察活動の強化」の施策に関するものですが、表の25番、仲宗根専門委員から「交番機能の充実・強化」、また26番、玉城専門委員から「薬物犯罪をそれぞれ追記してはどうか」とのご意見がありました。各委員のご意見のとおりそれぞれの文言を追記することといたしました。

次に、瀬口専門委員からありました27番の「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進の施策に対して、県民のみならず観光客も対象とした記載にしてはどうか」とのご意見であります。こちらにつきましては原文のとおりとしたいと考えております。

理由といたしましては、一概に比較はできないのですが、飲酒絡みの事件・事故の行為者の内訳を見ていると、観光客による事件・事故は極めて少ない状況にあります。また、飲酒絡みの事件・事故の背景には当県の長時間飲酒や酒に寛容ということも要因の1つではないかと思われるため、県民に対する適正飲酒などの各種対策を推進する必要があると考えるためであります。

次に、仲宗根専門委員からありました28番の「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進」に関する「警察、保護者、地域との連携」、また「教育」の追記のご意見でございますが、こちらは委員のご意見のとおりそれぞれ文言を追記することといたしました。

次に、2ページをご覧ください。玉城専門委員からありました31番の「交通安全対策の強化」の施策に関する「道路管理者との連携」についての追記のご意見でございますが、こちら委員のご意見のとおり文言を追記することといたしました。

次に、6ページをご覧ください。仲宗根専門委員からありました成果指標について、「適正飲酒に係る教育・啓発活動の実施件数がよいのではないかと」のご意見でございますが、こちらは今後策定される実施計画の活動指標として示すこととしております。よって、成人の適正飲酒を図る成果指標は現行の「泥酔者保護件数」としたいと考えております。

最後に、7ページをご覧ください。

仲宗根専門委員からありました成果指標について、「全体の概要を把握するためにも交通事故件数及び死者数がよいのではないかと」のご意見ですが、こちらは委員のご意見のとおり「交通事故件数」を追記することといたしました。

警察からの説明は以上でございます。

【事務局 高江洲企画調整課長】

続きまして、企画部からでございます。企画部企画調整課の高江洲でございます。

私からは16番、33番、36番から46番のご意見につきまして対応方針のご説明をしたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。16番につきましては、真喜屋委員から「環境や土壌に係る調査」といった具体的な文言の追記についてご意見がございました。ご指摘のとおり表現を整えて、修正文案を記載したところでございます。

2ページをお願いします。33番、「国際平和研究機構の設置主体を明記する必要があるのではないか」との玉城専門委員のご意見でございましたが、現時点では検討中としております。今後修正文案等が定まり次第、改めて説明をさせていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。36番、「国際協力・国際課題解決の分野で、沖縄の緩衝地としての役割を明示してはどうか」との富川専門委員のご意見でございますが、こちらは追記する方向で検討しておりまして、記載場所について関係部局と調整をしているところでございます。

37番から39番、「JICA沖縄センターという表記は正式な略称に統一してほしい」との文化観光スポーツ部会倉科専門委員からのご意見でございますが、こちらはJICA沖縄という表記で統一したいと思います。

40番、環境・エネルギー分野における国際協力に関する真喜屋委員からのご意見でございますが、こちらは当該分野を所管する環境部会へ申し送りをさせていただいております。

続きまして、4ページ、41番、「島しょ県としての沖縄独自の課題設定や目指すべきところを明記してはどうか」との藤田専門委員のご意見でございますが、環境部とも調整をしているところでございますが、現時点では検討中でありまして、今後修正文案等が定まり次第、改めて説明させていただきたいと思っております。

42番、「漂流・漂着ごみ問題について、県全域を対象とした表現にしてはどうか」との仲宗根委員のご意見を踏まえまして、ご指摘のとおり修正を行っております。また、海岸漂着物は海外由来のものが多くことから、この項目では回収処理を中心に記載をしているところでございます。なお、ごみ処理モラルの定着につきましては、素案の31ページで廃棄物3Rの推進についてを記載しております。

43番、「海洋政策センター(仮称)の構想とあるが、他の同内容の記述と合わせ、設置の促進としてはどうか」との仲宗根専門委員のご意見を踏まえ、そのとおり修正文案を記載し

たところでございます。

44番、「県内研究機関との連携の部分に産官との連携を加えてはどうか」との仲宗根専門委員のご意見を踏まえ、文言を追記し、表現を整えて修正文案を記載したところでございます。

45番、次世代を担う海洋人材の育成の記載について、仲宗根専門委員から「文言が重複しているので整理してはどうか」との意見がございましたので、そのとおり修正文案を記載したところでございます。

46番、「第6章の広大な海域の保全・活用の中に赤土等流出防止の対策を盛り込んでどうか」との玉城専門委員からの意見もございました。それを踏まえ文言を追記し、修正文案を記載しているところでございます。

以上、第1回・第2回総合部会意見への対応方針でございます。以上です。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。オンラインで参加している委員の場合は挙手ボタンを押していただきましたらこちらから指名いたします。指名された後にミュートを解除してからご発言ください。

(意見なし)

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に進みます。

式次第3、議事2 基地問題の解決と米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決について、事務局から説明をお願いいたします。

3 議題2 (調査審議)

検討テーマ「基地問題の解決と米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決」

(1) 議事説明

【事務局 古堅基地対策課長】

こんにちは。知事公室基地対策課長の古堅でございます。どうぞよろしくお願いたします。

「基地問題の解決」と「米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決」のうち、

基地対策課の所管する部分についてご説明いたします。米軍基地問題のうち環境問題に関する部分については、環境部からご説明をいたします。

お手元の資料1 新たな振興計画(素案)の抜粋版、ii ページをご覧くださいと思います。米軍基地に関しては第4章 基本施策「2-(9)米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決」として、米軍基地問題に対する取組を記述してございます。

次に、第5章の「1-(1)基地問題」の解決では、第4章で記述した施策に加え、より根本的な問題解決を目指す取組として、米軍基地や訓練水域・空域の整理縮小、普天間飛行場の1日も早い危険性の除去、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場の設置などを記述してございます。

第4章の内容についてご説明いたします。お手元の資料81ページをご覧くださいと思います。赤枠の中に「米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決」に関する施策の展開の方向を示しております。

1つ目の四角では、米軍基地問題に対する県の基本的な認識を示しております。

2つ目の四角では、米軍基地問題の解決に当たっての課題について記述しております。

82ページをご覧ください。「ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応」として、①から④までの4つに分けて記載しております。②と③は主に環境部が所管しておりますので、私からは①、②の一部、④についてご説明をいたします。

まず①につきましては、米軍関係の事件・事故に関する未然防止や再発防止対策、事件・事故発生時の速やかな情報共有、基地内への立入りなどについて記載をしております。

②については、航空機騒音等の問題への対応として、私ども知事公室が担当する4つ目の四角の住宅防音工事対象区域の拡大等の要望等について記載をしております。

83ページをご覧ください。④については、国民的な議論を喚起するための取組として、まず、全国知事会などの団体との連携、民間有識者等による議論の促進、国民一人一人の理解を得るためのシンポジウムの実施等について記述しております。

続きまして、第5章の内容についてご説明いたします。

176ページをご覧ください。第5章の「1-(1)基地問題の解決」では、沖縄における米軍基地の形成過程や米軍基地の現状等について記述しております。

177ページをご覧ください。「ア 解決の意義」について記述をしております。

まず1つ目の四角として、本県の基地問題は国全体で分かち合うという原点に立って、全国的な観点から解決を図る必要があること。

それから四角の3つ目、振興を図る上で障害となっている広大な米軍基地、訓練水域や事件・事故、航空機騒音など環境問題等については基地の提供責任者である国において解決される必要があること。

四角の4つ目、本県の基地問題の解決の必要性について、国民全体の理解を促し、米軍基地の整理・縮小と基地に起因する様々な問題を解決することで、県民が望む、平和で豊かな沖縄を実現する意義を記載しております。

それから、「イ 解決の方向性」として、①から⑥まで、それから178ページになりますが、訓練空域・水域の整理・縮小等について記載をしております。

基地対策課からの説明は以上でございます。

【事務局 玉城環境保全課長】

環境保全課長の玉城です。よろしくお願いいたします。

環境部に関わる対応としましては、「新たな振興計画(素案)」の82ページの13行目から、「ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応」、「②米軍基地の運用に伴う航空機騒音等の問題への対応」としまして、まず国に対して航空機騒音等の測定調査の実施・拡充、また県や市町村が調査を実施した場合の財政措置を求めること。

次に、米軍等関係機関に対し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置の厳格な運用を求めること。

次に、県が関係市町村と連携し実施している騒音測定監視調査を継続し、その結果に基づき航空機騒音の軽減を求めることを記載しております。

24行目になります。「③米軍活動に起因する環境汚染への対応」としまして、普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素化合物が検出されており、原因の究明に努めるとともに国に対して必要な調査と対策の実施を求めること。

また、米軍施設における水質、大気質などの測定・監視等を継続し、調査結果に基づき米軍等関係機関に対し環境汚染防止の対策を求めること。

3つ目の四角でございますが、県及び市町村が必要と認める場合は、米軍施設内で排水調査等が実施できるよう改善を求めること。

その他4つ目になりますが、米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象や事故が発生した場合は、国による環境調査や汚染の除去を求めるとともに、県及び市町村が実施した調査対策への財政措置を求める。そういう内容で記載しております。

以上で、環境部からの説明を終わります。

【事務局 池原防災危機管理課長】

防災危機管理課長の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、防災危機管理課関係についてご説明いたします。

お手元の素案83ページをお開きください。第4章 基本施策「2-(9)米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決」の中から、19行目「イ 残された戦後処理問題の解決」の「①不発弾処理対策の加速化」として、次の3つに取り組むこととしております。

1つ目に、公共工事をはじめとする各種工事や住民等から受け付けた原野や畑の不発弾探査・発掘・処理に取り組むこと。

2つ目に、事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の必要性や不発弾の危険性について住民へのさらなる周知に取り組むこと。

3つ目に、不発弾処理の早期処理や一次保管庫の管理等について積極的な対策を講じるよう国に求めることとなっております。

説明は以上となります。

【事務局 池原管財課長】

こんにちは。総務部管財課長をしております池原といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料1の83ページの27行目「イ 残された戦後処理問題の解決」の「②所有者不明土地問題の抜本的解決」についてご説明します。

まず、四角1ですが、所有者不明土地問題の解決に向けましては、国による探索調査結果等を踏まえ、真の所有者等に返還するまでの間、適正管理に取り組むこととしております。また、国に対して所有者探索調査が尽くされていない土地についての調査の継続を求めていきたいと考えております。

次に、四角2、所有者不明土地に関連する法律について調査研究を進めるとともに、国や市町村と意見交換を行うなどし、これら関連法の適用による解決に務めていきたいと考えております。

次に四角3、これらの土地の全てが県民の貴重な財産として有効利用できるよう、国に対して抜本的解決に向けて法制上の措置及び財政措置の取組を加速するよう、求めていきたいと考えております。

私からは以上です。

【事務局 大城保護・援護課長】

保護援護課長の犬城と申します。よろしくお願いいたします。

私からは「イ 残された戦後処理問題の解決」の中の「③戦没者遺骨収集の取組強化」についてご説明させていただきます。

資料1の81ページをお開きください。戦没者の遺骨収集については、29行目にありますとおおり国の責任において早期の解決を図り、国による取組の強化を促進することが課題となっております。

次に、84ページをお開きください。今後の施策としまして、戦没者遺骨収集情報センターを拠点とした遺骨に関する情報収集と調査分析を通して、遺骨収集活動の取組の強化を図るとともに、遺骨収集活動の若い担い手への継承を支援し、遺骨収集の加速化について取り組んでまいります。

また、大規模な戦争壕跡の遺骨収集など、遺骨所在の現地調査も含めて国による遺骨収集活動を求めてまいります。

これらの施策に関する成果指標については、資料2の沖縄戦没者未収骨柱数(推計)を設けております。

以上で説明を終了します。

【事務局 儀間班長(道路管理課)】

道路管理課班長の儀間でございます。

私からは、「イ 残された戦後処理問題の解決」、資料1の84ページ、「④未買収道路用地問題への対応」についてご説明いたします。「戦争中及び戦後において、日本軍、米軍または当時の行政庁による道路新設または改築工事の際に土地の所有権を取得することなく道路敷地に編入され、現在においても未買収のままとなっている道路潰れ地については、所有者・筆界の特定及び用地取得が講じられるよう、関係機関と連携を図りながら効果的な対応を進める。」こととしております。

以上でございます。

(2) 質疑応答及び審議

【犬城部会長】

どうもありがとうございました。こちらの議事に関しては喜納専門委員、玉城専門委員、仲宗根専門委員、村上専門委員から意見が出ています。

まず、喜納専門委員から意見書に関する説明をよろしくお願いいたします。

【喜納専門委員】

非常に些細なことですし、適切な意見かは分からないのですが、4章の84ページの7行目からあります「戦没者遺骨収集の取組強化」に関して、昨今問題になっているところではありますけれども、遺骨に関する情報収集と調査分析を通して遺骨収集活動の取組強化を図るとしてはいますけれども、調査中及び調査計画中といったような地域の土地の保護を図らないと、遺骨収集に尽力されている方々が安心して活動に取り組めないのではないかと思いますので、そのような意味を持たせる文言に修正できないものかと思いました。

以上です。

【大城部会長】

次に玉城さん、よろしくお願いします。

【玉城専門委員】

私の意見は、83ページの8行目に記載されていますけれども、「国民的議論を喚起するための取組の推進」ということで、「本県の米軍基地に関する国内外の民間有識者による知的対話の場を設け、新たな視点での議論」ということですが、これまでと違うようなシチュエーションをあえてここの中で記載するというのであれば、より対話の場を意義深いものにするためには、やはり前置詞が必要かなという感じがいたしました。基地問題に対する知的対話とは何なのかという、私が読み手でしたら非常に想像しにくい。それを踏まえた新たな視点とは何でしょうか。これまでと違う取組がやはり関心事になるのではないかということを感じました。以上です。

【大城部会長】

次は仲宗根さん、お願いします。

【仲宗根専門委員】

176ページの19行目、「『銃剣とブルドーザー』で住民を追い出し」という表現がありますが、これは少し行政文書としては過激な文章で、「土地の強制接収を行い」という文言があるので、そのような文言に直したらどうかという意見でございます。

以上です。

【大城部会長】

続いて村上さん、よろしくお願いします。

【村上専門委員】

私は82ページの4行目、①の表題について、次に書いている内容に関わることでありますが、この項目は事件・事故の防止について書いてありますが、5行目に米軍人・軍属等

による事件について、防止策についてしか触れられていないのですが、これも重要ですが、けれども実際に事件・事故はなくなるので、事件・事故があったときの被害者や遺族等に対する十分な補償を内容として加えるべきではないかと思います。今まで県議会などから意見書もたくさん出ていますけれども、そこには未然防止と補償が必ずセットで事故後の意見書には書かれているので、必要ではないかと思います。それを含めて①の表題は事件・事故の防止ではなく、事件・事故に対する対応としたほうがいいのではないかと思います。

3番目の82ページの10行目、速やかな情報共有や基地内の立入等とありますが、やはりこれは立入りして調査をすることが今までできていないということがとても問題なので、立入調査と「調査」という文言を入れたほうがいいのではないかと思います。

次に、同じく82ページの27行目、環境汚染に関するところです。国に対して必要な調査と対策とありますが、今までも調査はできたとしても、速やかな調査ができていなかったのも実態把握ができなかったということがたくさんあったので、「必要かつ速やかな調査」と入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

83ページの6行目、日米地位協定の見直しとあるのですが、見直しでは少し物足りなくて改定と入れてもらいたいぐらいですけれども、「改定」としていただくか、もしくは81ページの総論のところには抜本の見直しとあるので、せめて「抜本的」を入れていただきたいと思っています。

次に成果指標ですけれども、資料2、施策①の成果指標が「米軍の演習等に関する事件・事故数」とあるのですが、演習だけに限らず、米軍人・軍属の事件・事故もあるので、これは米軍基地から派生する事件・事故とすべきで、その事件・事故数ではなく、やはり成果指標はそれに対して県が何をしたかの対応数が成果指標ではないかと思っています。

意見書の5ページ、私の意見で発生するとあるのですが、私の確認が足りなくて、発生ではなく派生が正しいのではないかと思っています。表題施策展開や基本施策のところに書いてある派生です。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、委員からの意見書につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 古堅基地対策課長】

基地対策課長の古堅でございます。

玉城委員から民間有識者による知的対話の場を設置することについて、どういうものかというご質問がありましたけれども、安全保障環境が大きく変化する中で、基地問題については政府間の交渉が基本になるわけですが、政府間交渉だけではなく、我が国あるいは米国におられます民間有識者の方々の様々な知見を生かして、それを政府間協議の場で実現していくようなプロセスが大事ではないかという趣旨で設けております。

それから、仲宗根委員のご質問です。「銃剣とブルドーザー」という部分、その用語の使い方として適切かどうかのご質問でしたが、ご意見を踏まえて「銃剣とブルドーザー」による接収と呼ばれた民有地の強制接収などによってという表現に直していこうかと考えております。

それから、村上委員から幾つかご質問がございました。まず順を追っていきますと、事件・事故の後の対応も含めて記載すべきではないかというご質問につきましては、振興計画という性格もありますけれども、今後振興計画の中に米軍基地問題の事件・事故のその後の対応についてどう書き込んでいけるかどうか、少し内部で検討していきたいと思っております。

それから、事件・事故の被害者に対する補償についても、どのような書きぶりが可能なかどうか内部で少し検討をしていきたいと思っております。

それから、基地内への立入りの件についても、ご指摘を踏まえて内部で少し検討をしていきたいと思っております。

それから、村上委員から地位協定の見直しについて、改定とすべきでないかというご質問がございました。このことについてもどのような書きぶりが可能か、少し検討させていただきたいと思っております。

最後になりますが、米軍の演習等に関する事件・事故、演習等に限らないのではないかということでありました。成果指標として県の取組の効果を表すものが適切ではないかと考えておまして、その観点からは事件・事故の防止のための取組の効果を表す指標として事件・事故の件数を用いたほうが適当ではないかと現時点では考えておりますけれども、委員の指摘を踏まえてどういう書きぶりが可能なかどうか改めて検討していきたいと思っております。

私からは以上です。

【大城部会長】

次に環境保全課、お願いします。

【事務局 玉城環境保全課長】

村上委員の4つ目の82ページの27行目、国に対して必要かつ速やかな調査という、速やかを入れる部分につきましては、おっしゃるとおりでありますので、修文する方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

【大城部会長】

次に保護・援護課、お願いします。

【事務局 大城保護・援護課長】

喜納専門委員の戦没者遺骨収集についてのご意見で、調査中あるいは調査計画中の地域の保護を図る記載を加えてはどうかと。団体や個人が遺骨収集に安心して活動を継続するためというご意見でありました。遺骨収集については国が手順書を定めておりまして、私有地、公有地のいかんにかかわらず、事前に地権者の了解を取得することとなっております。通常私有地になっておりまして、地権者の同意を得て遺骨収集を行うとなっております。しかし、遺骨収集に関して地権者の方はおおむね遺骨収集に協力的でありまして、むしろ遺骨収集をきちんとやってほしいという地権者がほぼ全てで、これまでもこのように行っている状況であります。

また、戦没者遺骨収集情報センターでは、もしボランティア団体や個人の方が遺骨収集するに当たって地権者がどなたか分からないという場合は、センターできちんとお調べして支援するという体制も整っております。また、遺骨収集は様々な経費等がかかりますので、1団体年間50万円を限度として交通費や保険料等の経費を助成するような支援も行っております。以上です。

【大城部会長】

意見書を提出した委員の皆さん、ただいまの事務局の説明について何かご意見やご質問等がございますか。

よろしいですか。それでは、ほかの委員の方で今の検討テーマについて何かご意見や質問がありましたらよろしくお願いします。

高平さん、お願いします。

【高平専門委員】

高平でございます。

資料83ページの「②所有者不明土地問題の抜本的解決」ですけれども、所有者不明土地

問題に関しては実はいろいろな団体が研究をしているということもありますので、84ページ、最後の四角で、これらの土地の全てがというところ、具体的にいうと「法制上の措置及び財政措置の取組を」の後に「不動産関連専門家及び関係機関と連携しながら」など、そのような文書を入れていただくとありがたいなと思います。

今各団体、所有者不明土地問題に関してはいろいろな問題があるということと、その後の有効活用についてどうすべきかという検討をいろいろ不動産の関連団体で検討しているところがありますので、その辺の文言を入れていただけるかどうか検討していただければと思います。以上です。

【大城部会長】

ただいまの意見について、事務局から何か返答できることはありますか。なければ次回に検討して返事をくださればいいと思います。

【事務局 池原管財課長】

基本的には沖縄戦から派生した所有者不明土地問題ですので、国のほうがまずきちんと解決すべきだと考えております。ただ、委員から貴重なご意見もありましたので、次回まで検討させていただきたいと考えております。

【大城部会長】

次に、真喜屋さんから挙手があります。

【真喜屋専門委員】

コメント1件とご提案1件です。コメントは仲宗根委員から出されていましたが修正案ですけれども、「銃剣とブルドーザー」という表現は沖縄戦において事実を伝える非常に重要な文言だと思いますので、やはり残した上で強制接収が行われたとされるほうがよいのではないかと。歴史的な観点からそのように思います。以上がコメントです。

もう1点のご提案は、4章につきまして、ここは戦後処理問題をおおむね書いておりますが、次の5章で扱います跡地利用につきましてもやはり基地問題から派生している問題ですから、戦後処理の1つと考えてはいかがかと考えております。

ですので、例えば81ページの21行目から26行目の間に戦後処理としてこういうことがあると。解決するという表現がございますが、その中に戦後処理の1つとして跡地利用の問題もあるというような文言を加筆するとか、もう1つの部分としては84ページ、戦後処理の問題は4項目で終わっておりますけれども、5項目として跡地利用の推進も入れてはいかがかと思えます。すぐには難しいと思えますので、ご検討いただければ幸いです。

【大城部会長】

ただいまの意見について、何か事務局で返答できることはありますか。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

ご意見につきましては、内部で検討させていただきます。

【大城部会長】

ほかに委員の皆様から何かご意見等ございますか。

仲宗根さん、どうぞ。

【仲宗根専門委員】

ただいま真喜屋委員からのコメントですけれども、これにつきましては先ほど担当課長がおっしゃった意見のような修正であれば構わないかと私は思っております。

以上です。

【大城部会長】

ほかに何か。

高平さん、お願いします。

【高平専門委員】

後で意見を述べさせていただこうと思っていたのですが、今真喜屋先生から⑤の跡地利用についての推進という話が出たので、やはり跡地利用を考えると、第1回の総合部会でも出てきましたけれども、例えば鉄軌道を作るなど再開発を含めたお話がどうしても外せなくなってくると思います。

私が後で述べたいなと思ったのは、ほかの圏域、中部圏域、南部圏域という従来からのくくり方で課題が整備されている部分があるのですが、中南部というくくりでマスタープラン的な発想をしているところがどこにもないように感じられました。

ですので、真喜屋先生がおっしゃられたような跡地利用に関してここに追加されるのであれば、中南部圏域を考慮した都市計画、那覇広域都市計画でもいいのですが、そのような都市計画での枠組みを絶対どこかに記載しないと、ランドデザインとしてはあまり具体的なイメージが出てこないと考えます。⑤でもしそれを組み込むのであれば、後のランドデザインのところに中南部圏域としてのランドデザインを考慮した考え方は必要なのではないかというところで、第1回で申し上げたことは、鉄軌道の話をするのであれば都市計画の話もとにかく入れていただきたいのが私の考え方なのですが、できればそこも併せて検討していただけるとありがたいなと思います。以上です。

【大城部会長】

次の議題、議事3で「駐留軍用地跡地利用の有効利用」がありますので、そのときにもご意見よろしくをお願いします。

今のテーマについて何かご意見等ございますか。よろしいですか。

(意見なし)

なければ次の議題に移りたいと思います。

それでは、議事3「駐留軍用地跡地の有効利用」について、説明をお願いします。

4 議事3(調査審議)

検討テーマ「駐留軍用地跡地の有効利用」

(1) 議事説明

【事務局 與那嶺企画部参事】

企画部参事の與那嶺でございます。よろしくお願いいたします。

議事3の「駐留軍用地跡地の有効利用」についてご説明させていただきます。

まず178ページをご覧ください。「克服すべき沖縄の固有課題」の1つとして、「駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編」を位置づけております。「ア 解決の意義」についてご説明します。

本県では、終戦から本土復帰までの27年に及ぶ米軍施政権下において広大な米軍基地が形成され、今なお本県の振興を進める上で大きな制約となっております。これまで16,000ヘクタール余りの駐留軍用地が返還され、様々な跡地利用がなされており、その直接的経済効果は基地返還前と比べて極めて高いものとなっております。返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性を持つ空間であり、新たなビジネスの拠点となり得るものであります。また、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要があります。さらに、沖縄戦や戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図ることで、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となります。

次に、179ページをお願いします。このように、駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編により、世界に誇れる沖縄らしい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、平和・共生を理念とし、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげることができます。

ここに固有課題解決の意義があります。

次に、179ページの「イ 解決の方向性」をご覧ください。平成24年4月施行された跡地利用推進法では、国は、「国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない」等、基本理念が明記されております。この基本理念の下、国及び関係市町村との密な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めてまいります。また、返還前からの基地内立入りによる文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を図るなど跡地利用の早期策定に取り組むとともに、駐留軍用地内の土地を先行取得し、公有地の拡大を図ってまいります。支障除去についても国の責任において徹底して行われる必要があります。

基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となります。跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求めてまいります。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向け、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化してまいります。

次に、180ページの「ウ 駐留軍用地跡地の有効利用」をご覧ください。今後、統合計画に基づき、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地約1,000ヘクタールが返還されます。既に返還された駐留軍用地跡地と合わせて有効かつ適切な跡地利用を推進し、県内各圏域の多様な機能等の相互連携により、本県の均衡ある発展につなげていく必要があります。

次に、「嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地跡地の有効利用」についてですが、一部修正がございます。181ページの1～3行目は、同ページの8～10行目と同じ内容になっておりますので、1～3行目の削除をお願いいたします。

180ページに戻ります。説明を続けさせていただきます。

中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、総量が特に不足している「公園・緑地」の確保、今後の沖縄経済を牽引していく新たな成長産業や機能創出の空間としての活用、人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図るとしております。

具体的には、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われていることから、次ページ5行に記載のとおり、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に

努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる「価値創造型のまちづくり」を推進してまいります。

次に、181ページをご覧ください。また、本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設を図ってまいります。なお、返還が予定されている普天間飛行場やキャンプ瑞慶覧等の各跡地利用については、県と関係市町村、地主会等の協力の下、広域的な観点から取りまとめた中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想や各市町村で検討が進められている跡地利用計画等を踏まえ、その実現に取り組んでまいります。

次に、182ページの「既に返還された駐留軍用地跡地の有効利用」をご覧ください。西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の形成をはじめ、北部訓練場跡地では、世界自然遺産に相応しい自然環境を生かした活用、上本部飛行場跡地では、農業と観光が連携した地域振興につながる跡地利用、ギンバル訓練場跡地では、健康と癒しをテーマとしたスポーツ・リハビリ拠点の形成、恩納通信所跡地では、自然と歴史が調和した活気あふれる観光交流拠点の形成、読谷飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信所跡地では、個性豊かな田園都市空間の形成といった跡地利用の取組が進められており、引き続き着実に跡地整備を進めてまいります。

次に、186ページの「跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進」をご覧ください。本県が抱える特殊事情から派生する固有課題克服のための独自の取組として位置づけております。平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、基本理念として、国は国の責任を踏まえ跡地利用を主体的に推進することが明記されたほか、支障除去措置の拡充、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充等が定められました。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地においては、同法に基づき、本県の自立的な発展等の拠点となる「拠点返還地」として国の指定を受け、「沖縄健康医療拠点」の形成に向けた取組が進められております。

一方、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が本格化するのはいずれからであり、跡地利用計画策定に向けて、返還前の早い段階からの立入調査や土地の先行取得及び徹底した支障除去など跡地利用推進法に基づく取組を着実に進めるとともに、新たに生じた課題についても適切に対応していくことが一層重要になっております。

次に、197ページをご覧ください。「第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開」、「2 県土の広域的な方向性」の中に、「(6)駐留軍用地跡地による県土構造の再編と持続可能な県土づくり」を位置づけております。県内の米軍施設・区域は、本県の振興を図る上で重要な位置に所在し、県民の良好な生活環境の確保、都市の形成と発展、体系的な道路網等の整備、世界自然遺産登録地にふさわしい自然環境や生物多様性の保全・継承など、社会・経済・環境に大きな影響を及ぼすとともに、県土利用と振興開発における制約となっております。

また、中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は本県の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地の有効利用は都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しております。さらに、北部圏域においては、やんばるの豊かな自然環境や景観・風景等を生かした観光拠点、健康・医療・スポーツをテーマとした拠点等としての有効利用を図ってまいります。

特に中南部都市圏においては、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって、いびつな都市構造を余儀なくされていることから、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組んでまいります。

一方で、既に返還された駐留軍用地の跡地利用では、その用途の大半が大規模商業施設や住宅となっており、これまでと同様の手法で跡地利用を実施した場合、その潜在力を最適かつ最大限に引き出す跡地利用を具現化できないことが懸念されます。そのため、今後の駐留軍用地跡地利用の推進に当たっては、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインを導く「価値創造型のまちづくり」を推進してまいります。

また、産業振興に向けては、近隣アジア諸国・地域の経済の成長を念頭に、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業の展開など、国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出等を図ってまいります。さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、スマートシティ、スーパーシティ構想の実現など、駐留軍用地跡地利用を機に、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用する近未来の都市づくりを展開してまいります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

この議事に関しては、喜納さん、仲宗根さん、富川さんから意見が出ております。まず喜納さんから意見書の説明をよろしくをお願いします。

【喜納専門委員】

今ご説明をいただいた中で、既に私が意見として挙げている部分はおおむね解決されている記述があると思いましたが、全面的な意見というよりは、懸念しているのは、北部の演習林跡地が世界自然遺産として指定されたのはいいのですが、何か記述を読んでいると人間中心的といいますか、人間の経済活動、環境を活用する、制御する、適切な保全という表現があるのですが、結局、経済活動によって今まで手つかずになっていた演習場のような視点が破壊されているのではないかと、元も子もないと思っているので、その辺に注意した記述が必要だと思っています。

例えば、持続可能性に配慮したとか、景観という言葉ではなく生態系とか、もう少し自然環境の持続可能性につながるような表現を工夫されてはどうかと思いました。曖昧な意見なのですが、以上です。

【大城部会長】

続いて仲宗根さん、よろしくお願いします。

【仲宗根専門委員】

5章、179ページの11行目に法律の話がありますが、真喜屋先生の7月24日の琉球新報の「展望 新沖縄振興基地の跡地利用」の投稿を見まして、この法律が時限立法であることは分かりました。この中でそのまま読んでいくと、時限立法であることがよく分からないものですから、これは時限立法であることをどこかに明記して続けなければいけないことを書かないといけないのではないかと思います。

この点は真喜屋先生が詳しいのでおこがましくも自分が感じたことだけを記載させていただいているのですが、20年4月に施行された特別措置法は、来年3月までなんですよね。それを引き続きやらなければいけないということを書かなくはいけないのではないかといいことで、ここは入れてあります。

同じく投稿に、返還前からの調査があるけれども、この調査期間が十分ではないとのご意見があります。例えば土壌汚染の調査には少なくとも3～5年の期間が必要だけれども、150日間の調査期間では不十分であると、この150日を超えない範囲を日米地位協定の中

で定められているようですが、そこら辺も不備ではないかのご指摘があつて、ほかにもいろいろ細かいことがあるのですが、せめてこれだけはこの中に入れてもいいのかなというところで記載しております。

真喜屋先生がまたほかのご意見があれば、そのご意見を尊重したいと思います。

181ページの1～3行目は、担当課長から削除するというお話がありましたので、これはそのとおりです。

181ページの12行目に、「平和希求のシンボル」とありますが、「今後返還が予定される普天間飛行場跡地については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備」とありますが、平和希求のシンボルは何を想定されているのか。なぜかというところ、192ページの22行目に、南部地域は沖縄戦跡国定公園を中心に平和発信地域を形成するというところで、こちらが平和希求のシンボルの地域になっていると理解しているものから、こちらの普天間飛行場跡にも平和希求のシンボルと表現されると何を想定されているのか。平和希求のシンボルが2か所に分散されると発信力も分散されるのではないかと、ということでこちらは意見を述べさせていただいております。

あとは文章の問題ですが、同じく181ページの11～19行目、例えば13行目に「体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など」とあつて、それから同じように、17行目に「体系的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」ということで、同じパラグラフに同じ文章が2回も出ている。読んでいてずっと入ってこないのが、文章構成を簡潔に分かりやすく書き直していただきたいです。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

富川さん、よろしく申し上げます。

【富川専門委員】

第5章、182ページの7行目に「沖縄健康医療拠点の形成に取り組む」とあるのですが、その後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組む」を入れてもらえないかということです。その背景には、以前に九州知事会で危機管理の会議をしたときに、沖縄は海を隔てているので隣接の県から支援等々がやりにくいと、だから完結的な危機管理にすべきという議論がありました。

もう1つは、今は分からないのですが、私が県にいるときには、コロナの感染症に対し

では現場が相当逼迫して取り組んでいるのは分かったのですが、なぜこれだけクラスターが発生するのか、その要因分析は厚生労働省から技官が来て報告書を書いてやっていました。ですから、県の中で分析なり、処方せん等々がなければ迅速に対応できないということで、せっかく沖縄健康医療拠点を標榜するのであれば、そういうものも入れたほうがいいのではないかとというのが理由になります。

ただ1点お願いしたいのは、専門病院はホームページに載ってしまして、大阪等もありますが、医療施設類型のホームページを見ますと専門病院がありません。そこは事務方で整理していただいて、感染症が発生したときには対応できるような要員、あるいは研究も含めた施設を、10年先でもありますから、できたら検討して取り組むことで入れていただきたいことが趣旨です。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの委員からの意見書につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 與那嶺企画部参事】

お答えいたします。喜納委員からいただいた意見の内容はおおむね記載されているのでご理解いただいたということで、本日は世界自然遺産に登録されたことで、生態系の保全や自然の継続的な維持についてどこか記載できないかとのお話でしたが、この件については持ち帰って検討させていただきたいと考えております。

続いて仲宗根委員のご質問の1つ目は、時限立法であるということでそれがよく分からなくて引き続き制定されているものではないので記載できないかというご意見ですが、県としても跡地推進法は引き続き必要であると考えておりまして、4月には新たな沖縄振興のための制度提言を取りまとめて跡地推進法の延長及び拡充を国に求めているところであります。

また、素案の186ページの9～13行目に、「跡地利用推進法の取組を着実に進めるとともに、新たに生じた課題についても適正に対応していることが一層重要になる」ということで、法の延長・改正を示唆した表現となっております。委員のご意見もありますので、どのような書き方がいいのかどうか、持ち帰って検討させていただきます。

もう1つが返還前からのということで、十分な調査期間を取りということを追加してはどうかというご意見ですが、現在、返還跡地の立入調査につきましては、平成27年9月に締結された環境補足協定に基づいて手続が行われているところであります。

その協定の中では、返還日が設定されている場合は150日前から、また日米で決定される場合は150日の縛りもなく調査は可能とされていますが、現実的には立入りが難しい状況になっております。

また、同協定の手続が明確化されていないために、立入申請の事前調整においても時間を要しているという課題もございます。そのため、県では関係市町村と連携して軍転協において立入調査について改善を要望しているところでございます。委員のご意見を踏まえて、どのように素案に反映させるか、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

次に、平和希求のシンボルということで、沖縄戦跡国定公園が平和のシンボルとしてあるのではないかとご意見ですが、沖縄戦跡国定公園は戦跡としての性格を有していると認識しております。

一方、(仮称)普天間公園整備については、平成22年3月策定の「沖縄21世紀ビジョン」において基地返還を活用した平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国定大規模公園の整備を図ることが示されているところでございます。

戦争で大きな被害を受けた上に暮らしの基盤である土地を接収され、さらに米軍基地から派生する事件事故の危険性や騒音、環境問題などの過重な負担を負ってきた沖縄県民にとり、基地返還は平和につながるものとしてひとかたならぬ意味を持っているのではないかとご意見もあり、普天間飛行場跡地の再生については、苦難の時代を通じて平和を希求し続けた沖縄の心の再生である跡地の中核となるということを(仮称)普天間公園に求めるということで、平和を象徴する存在として平和希求のシンボルという表現を使っております。沖縄戦跡国定公園と普天間飛行場跡地に整備予定の公園につきましては、それぞれ性格も異なると考えられますので、発信力が分散されないように、今後、公園の整備計画に検討を進めていきたいと考えております。

最後に、181ページの11～19行目に、重複しているというご指摘ですが、この箇所は重複があり、かなり分かりにくいということですので、表現については持ち帰って検討して修正していきたいと考えております。

富川委員から、「沖縄健康医療拠点形成に取り組む」の後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組む」という表現にしてはどうかというご意見ですが、現在、琉球大学は感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただいているのは承知しております。また、移転後の施設につきましても感染

症対策の強化に取り組んでいるのは承知しておりますが、専門病院の設立に関しては琉大でどのような検討がされているかは承知しておりませんので、今後、情報収集などもさせていただきまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

【大城部会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について委員の皆さんから何かご意見やご質問はございますか。

高平さん、どうぞ。

【高平専門委員】

今説明をお伺いすればある程度見えてくるかなと思ったのですが、やはり分からないです。1つとして、県土のグランドデザインの話をするときに、北部、南部、中部で分けるのはいいのですが、実際に沖縄県の都市形成の仕方として中南部圏域での考え方が抜けているように思えてならないです。

192ページに何となくそれらしいことは書いてあるのですが、中南部圏域は県人口の約8割を占め、資料によると120万人ぐらいの都市圏域になると思いますが、市町村は幾つかまたがっているのではなかなか難しい部分があるのは承知の上で申し上げたいのですが、中南部圏域についてのある程度のマスタープランがないと、跡地利用単発での開発になってしまうのではないかという危惧をさせていただきます。

例えば跡地利用の推進についてのことでいろいろお話が出ていますが、既に市街化されているエリアとどういう形で街の一体化を形成していくのか、そのデザインが明確に見えるところが少ない印象をもっています。それを明確にするには、中南部圏域のマスタープランを作成しないと、跡地利用地と既存の市街化区域がどのように接続していくのか、どのように一体化していくのかが、そのあたりが多分見えなと思います。

私の要望としては、192ページないしは198ページから北部圏域ということで各圏域の話が出てくるのですが、その前あたりに中南部圏域での具体的なマスタープランをどうするかという、グランドデザインを掲げることが必要かなと思っています。それが掲げることができれば、鉄軌道の話も具体的に描けてくるでしょうし、公園、都市計画も具体的に見えてくるのかなという印象をもっています。5章、6章にかけた線を1本だけ、5章では中南部区域という話は出てきます。ところが、県土のグランドデザインのところになってくると、中南部圏域が急にぼやけた感じになってしまうので、中南部圏域のマスタープランを作成するというところを1つ入れて、跡地利用と有機的に関連させる必要があるに

なってくるのではないかと思います。

もう1つは細かいことですが、私もよく分からないので教えていただきたいところがあります。198ページの14行目の「スマートシティ、スーパーシティ構想の実践など」の趣旨は分からないのではないのですが、実際にこれから何をやっていくのか、そういうビジョンがあるのであれば教えてほしいです。大きく2点です。以上です。

【大城部会長】

ただいまの高平さんの意見について何か事務局から返答できますか。なければ次回で検討することになると思いますが。

【事務局 與那嶺企画部参事】

6章の話に絡んできていますので次回に意見を踏まえて回答させていただきたいと思います。

【大城部会長】

高平さん、それでよろしいでしょうか。

仲宗根さん。

【仲宗根専門委員】

ご意見があったので私もついでに、「スマートシティ、スーパーシティ構想」とありますが、実際にそこに住んで生活できる人でないとできないですね。そうすると、今からでもIT人材や国際人材、人材育成を一緒に進めないとこれは実現できないものかと思います。どこかで実証実験をやっていると思いますが、それを参考にしながら今やるべきことは何かを教えていただければと思います。以上です。

【大城部会長】

仲宗根さんのご意見に関して事務局から。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

企画調整課副参事の武村と申します。

第6章の後段の部分については、後ほど議事4としてご説明させていただきますが、スーパーシティ、スマートシティは、跡地はこれから白地の空間になりますので、最先端のまちづくりができないかという視点でこういう言葉を使わせていただいております。

スマートシティ、スーパーシティは人材育成を含めてこれからの取組になりますので、まだ具体的なことが申し上げられない状況でございます。

以上です。

【大城部会長】

仲宗根さん、それでよろしいですか。

真喜屋さん、お願いします。

【真喜屋専門委員】

1つコメントと4点ほどご提案があるのですがまとめてよろしいでしょうか。

まずコメントから、先ほど高平委員から確認のご質問がありましたが、恐らく中南部の広域の都市計画と振興計画を併せて考えた構想が沖縄県で2013年に中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想があると思います。例えばそういうものを確認すると、高平委員のご質問に答えられるような絵が見えるのかなと思います。

次は4点あります。

1点目は、第5章の公共の福祉の観点をご提案したいと思います。177ページの「解決の意義」の項目の8行目に「本県の振興を進める上で大きな障害となっていることがある」と基地のことを書いてありますけれども、振興を進めることは本当に重要なことですが、同時に発展させるだけではなく、今現在の県民の安心・安全な暮らしに資する意味では、公共の福祉の観点が必要かなと思います。ですので、振興に加えて県民の公共の福祉のためにもこれを除去して跡地利用を推進するという表現をアの項目に入れてはいかかかと思いました。

例えば8行目、または13行目あたりの「県民が望む、平和で豊かなあるべき沖縄の姿」が公共の福祉に資する姿であるという表現をご検討いただければと思います。公共の福祉の考え方については、179ページの31～33行目あたりにも、「本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくり」がございしますが、未来の新しい発展の種地という位置づけとともに、ここでも県民の安心・安全な暮らし、公共の福祉の表現が入ったらどうかかなと思います。

2点目は、これまで跡地利用推進法によりいろいろな跡地を推進するための地権者への支援は十分に行われてきたのではないかと感じております。

一方で、行政への財政支援は公共用地を取得する意味では進んできたと思いますが、実際に返還された場合には再開発する財政が非常に大きなものがございします。例えばおもろまちの時は、再開発するために那覇市の財政では賄いきれず財政の能力を超えると、おっしゃってございました。

例えば今進んでいるところでは、181ページの32～33行目に牧港補給地区の跡地について

少し文言がございます。ここは268ヘクタールにもなります。私の試算でございますので公の数字ではございませんが、これだけの面積を再開発しようとする、この分野は高平委員が詳しいと思いますが、少なくとも70億円以上の財政が必要になると思います。これを浦添市という基地所在自治体が単体では、県と国と一緒にやるとと思いますが、それでも大変大きな財政負担になると思います。それを考えますと全体に財政支援も含むような表現があってはどうかと思います。

例えば179ページの12行目、13行目あたりに「跡地利用については国の責任をもって」という表現の後に、12行目で「この基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めていく」とありますが、「円滑に進める」の後に「国の財政支援をしていただく」という表現が入れられるかどうか分かりませんがご検討いただければと思います。

3点目は、返還前の立入調査に関しては179ページの18行目あたりから、「国の責任において支障除去措置が徹底して行われる必要がある」と書かれておりますが、もし可能であれば時間軸を加筆できるかいいと思いました。返還合意後、立入調査をするには少なくとも返還期日の3年ぐらいの時間が必要だと、かねてより沖縄県は国に要請しております。少なくとも3年前からという、より踏み込んだ表現を加筆できるのであれば、なお跡地利用が具体的に推進しやすいと思いました。

4点目は文言についてです。178ページの29行目に、「沖縄戦や戦後の急激な都市開発により、もろもろの沖縄の資源が失われた」とありますが、この急激な都市開発が起きた背景は基地の存在だと思います。ですので、このあたりに、急激な都市開発と、例えば沖縄以外の戦後の都市と同じような印象を受けるような表現ではなく、例えば「基地の建設によっていびつな都市形成をせざるを得なかった」というような背景が加筆されるかいいと思いました。

180ページの32行目にも、「沖縄戦や戦後の急激な都市開発」と同じ表現がございますが、基地の建設によって基地の周辺で戦後の人々が暮らしの場をつくらなければいけませんので、戦後の復興の中で自治体が都市形成をする間もなく人々が住み始めたという構造的な原因があると思しますので、「基地建設によっていびつな都市形成をせざるを得なかった」ということがあるかいいかなと思いました。

181ページの15行目は普天間飛行場の跡地に関する部分ですが、「持続可能な観光に向けた新しい資産の形成や防災」がございますが、普天間飛行場の跡地はもちろん観光も重要

だと思えますが、市民の福祉、生活のために使われる空間だと思えますので、観光に特化するだけではなく、例えば持続可能な発展と、もう少し広くしてもいいのかなと思いました。しかし、観光を強調されたいのであれば、書きぶりをご検討いただければと思います。

186ページの4行目も先ほどの立入調査と似たものですが、現在は沖縄県の申請により国が立入りを斡旋することになっています。先ほどご回答もございましたが、実際には斡旋にとどまるので具体的に立入調査をするのが非常に難しくなっております。そうすると、返還されてからどこにどういう汚染があるかが分かると、事前にいくら跡地利用計画で都市計画をつくってもひっくり返さないといけない状況が生じます。ですので、これは日米地位協定にも関わることなので、沖縄振興計画だけで表現を工夫できるかどうかは分からないのですが、斡旋という表現をもっと踏み込んだ積極的に具体的に行動できるような表現に変更できる可能性があればご検討をお願いしたいと思います。長くなりました。以上です。

【大城部会長】

ただいまの意見について事務局として即答できることはありますか。

【事務局 古堅基地対策課長】

真喜屋委員から最初にご指摘のあった177ページの「ア 解決の意義」の四角の3つ目について、公共の福祉の観点からの記述を追加してはどうかとのご指摘でございました。

基地対策課としては、振興を進める上で米軍基地が大きな障害となっていることだけではなく、事件事故など深刻な環境問題が県民生活に大きな影響を与えているという趣旨で文言を書いておりますが、それを含む公共の福祉、より大きな括りの格好でどのように盛り込めばいいのかわかるか、内部で少し検討させていただきたいと思えます。以上です。

【大城部会長】

ほかに事務局で説明できることはありますか。

【事務局 與那嶺企画部参事】

跡地利用についてたくさんのご意見をいただきました。ありがとうございます。本日は回答できませんので、持ち帰って検討しまして改めて回答させていただきたいと思えます。

【藤田専門委員】

言葉の表現ですが、181ページの7行目に、カギ括弧つきで「価値創造型のまちづくり」という言葉が出てきます。その文脈では、その上に「緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ」とあり

ますので、「価値創造型のまちづくり」は沖縄の歴史や文化や自然、そういう文化的、あるいは精神的な価値を創造できるようなまちづくりをするんだということなのかなと思って読み進めていくと、価値という言葉と関連するところで、先ほど真喜屋先生のご指摘にもあった15行目の「持続可能な観光に向けた新しい資産の形成」という言葉が出てきたり、198ページの10行目にも「価値創造型のまちづくり」という言葉が出てくるのですが、その上の8行目の「長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のランドデザインを導く価値創造型のまちづくり」と出てきて、さらに7行目に「貴重な自然・文化の再生」と書かれていますが、どちらかという文章の印象としては経済的な、あるいは社会資本の充実の視点での価値を言っているように読み取れます。

つまり、カギ括弧つきで書かれている価値創出型の価値はどこにあるのか。非常に分かりづらくなってしまっているような気がします。確かに振興計画の中で沖縄の将来の姿を表す理念を示すことは重要だと思いますが、その理念がどのような沖縄の姿を目指しているのか、その具体的なビジョンがなければ、人によって受け取り方が異なってしまうと、あまり意味がないのかなと思います。もし価値創造型のまちづくりという言葉のカギ括弧つきで使うのであれば、どのような価値を創造していく沖縄を目指すのか、ある程度分かるような表現にする必要があると思います。そこまで大きいことは言えないのであれば、カギ括弧つきの価値創造型のまちづくりの言葉は使わずに、例えば198ページの文脈、181ページの文脈ならその文脈の中でのまちづくりを目指すところが分かるような表現に変えたほうが、読み手は分かりやすくなると思いました。以上です。

【大城部会長】

ただいまの藤田さんのご意見について何かご返答できますか。

【事務局 與那嶺企画部参事】

2つのところで価値創造型まちづくりが使われているけれども、意味が適切かどうかとご意見だと思いますので持ち帰って検討させていただきたいと思います。

【大城部会長】

ほかに事務局で何か説明がありますか。いいですか。

ほかに委員の方からご意見等はございますか。瀬口さん、よろしくお願ひします。

【瀬口専門委員】

先ほど藤田委員がおっしゃられたとおり、どういう価値なのかが非常に分かりにくい

ので持ち帰って検討をいただけるということですのでよろしくお願いいたします。

基本的なことでは恐縮ですが、駐留軍用地跡地の有効利用は、前回の計画では基本施策に入っていたように思いますが、今回は基本施策から外れて固有課題として取り上げられているのはどういう経緯があるのか、どういう事情があるのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

【大城部会長】

事務局で説明をお願いします。

【事務局 與那嶺企画部参事】

価値創造型まちづくりについては持ち帰って検討させていただきたいと思います。

跡地利用を基本施策に位置づけていないとのことですが、素案においては県の絶えることない不断の努力に加えて国の責任として本県の固有課題と条件不利性の克服に対する有効かつ適切な措置が講じられる必要があるとして、固有課題において駐留軍用地跡地を位置づけているところがございますが、基本施策につけることについては、どのような指標が妥当で、どのような成果目標が達成できるか、このあたりの整理がなかなか難しいと認識しておりまして、県としては第5章の固有課題の中で駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編を位置づけ、最重要な課題として具体的な施策を盛り込み、その解決に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

一方、基本施策へ位置づけるべきとのご意見もございますので、どのような位置づけが可能かどうかは検討していきたいと考えております。

【大城部会長】

瀬口さん、よろしいでしょうか。

【瀬口専門委員】

とてもこだわっているわけではないのですが、前計画から現在進行形というか、跡地利用について大きな変化があったわけではないので、もう一度時間経過とともに進んでいる部分もありますが、前計画と本計画の間で横断しているような課題なので、基本施策に載せていたり、固有課題に集約されたり、分かりにくい感じがしたのと、KPIみたいな、求められているとはいえ、あまりそこにとらわれずに述べてもいいのかなと素朴に感じたものですから、ご検討いただければと思います。ありがとうございました。

【大城部会長】

真喜屋さん。

【真喜屋専門委員】

先ほど2点言い忘れましたので追加させていただきます。

178ページの33行目に、「本県の自立的な発展につながるもの」という表現がございますが、自立的であることと同時に持続可能に発展するという、持続可能という表現も加筆してはいかがかと思っておりますのでご検討をお願いします。

【大城部会長】

村上さん。

【村上専門委員】

先ほど真喜屋さんのご指摘の件で、基地問題の解決の177ページのあたりに、公共の福祉を追記というご意見があったと思いますが、公共の福祉は法律的には人権と人権が衝突したときの調整原理として使われるので、私の理解が間違っていなければ、そういう意味で言われた公共の福祉ではないと思うので、県で検討されるときには文言について注意して修文を検討していただいたほうがいいかと思いました。以上です。

【大城部会長】

事務局から説明はありますか。次回の方にやりますか。

玉城さん、お願いします。

【玉城専門委員】

見落としがあるのであれば恐縮ですが、なかなかないなと感じたところがございます。各委員の跡地利用のご意見は非常に参考になりますが、それを踏まえたときに、跡地利用については戦後、土地を接収された自治体の思いも相当あるのかなという感じがいたします。県がランドデザインをいろいろ描くのはいいのですが、当然、当該自治体との調整、協調が言葉として必要なのかなと感じました。

例えばそれを入れるのであれば180ページあたりなのかなと、どういう文言かは今は出ませんけれども、唯一、これを使うとしたら、182ページの牧港補給地区の跡地については浦添市と連携するという文言があるのですが、返還される基地、米軍施設についてはそれ以外にもございますので、地元の自治体との協調性、合意形成は言葉としては大事なのかなと感じました。ご検討をいただければ、繰り返しですが、どこかにそれがしみ込んでいるのであれば非常に恐縮ですが、以上です。

【大城部会長】

ほかに委員の皆さんから質問や要望等はございますか。

高平さん、お願いします。

【高平専門委員】

今の玉城委員のご意見は、私としては結構否定的なところがございませぬ。私は那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会のメンバーでもあります。ここで市町村の意見を吸い上げるとまとまらないので、そのまとめ方で意見を聞くのはいいかと思いますが、「協調」という言葉を入れると途端に難しくなると思ひます。玉城委員がおっしゃられたことはもちろんそのとおりだと思ひますが、「協調」という言葉まで入れてしまうと、かなりハードルが高くなる印象がありますので、意見を吸い上げることについては全くそのとおりだと思ひますが、「協調」まで入れるのはご検討をしていただきたいと思ひます。以上です。

【玉城専門委員】

「協調」にこだわっているわけではありませぬ。言いたいことの総論として、地元といろいろ意識合わせをしていくことは大事なのかなと思ひました。先ほどの真喜屋委員でしたか、例えば観光に特化した表現は誰が観光を重点的に表現したのかも、背景もよく分からなかったものですから、そこら辺はいろいろあるだろうなという思ひをしたところございませぬ。なお、言葉に特化してこだわるつもりはございませぬ。以上です。

【高平専門委員】

承知しました。ありがとうございます。

【大城部会長】

ほかに意見はございませぬか。よろしいですか。

私から1つだけ確認したいのですが、180ページの22行目に、「中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は」こうこうであるとあり、例えば181ページの11～12行目に、「普天間飛行場の跡地には国営大規模な公園の整備を進める」と書いてありますが、この基本方針等は地権者も市町村も含めてきちんと調整された上で基本方針が既に決まっているのかどうか。総点検のときに総合部会に土地連の会長さんがいらして、地権者の要望をくみ取る場がどのように設けられているのかがよく分からないという意見がありました。土地利用については地権者の声もくみ取るような場を設けてほしいという話がありました。

そういう場を設けた上で土地利用の基本方針がこういう形で定まったのかどうか。もしそうでなければ、基本方針を出したとしてもなかなか理解が得にくい部分もあるのではな

いかと思うものですから、基本方針等についてはもう既にいろいろなステークホルダーを交えた検討の結果、この基本方針が定まっているのかどうかを教えてください。

【事務局 與那嶺企画部参事】

先ほど真喜屋委員からもございましたけれども、県と市町村と地権者と一緒に検討しまして、平成25年に中南部都市圏駐留軍用地跡地広域構想を定めております。これを定めるときには市町村の代表、地権者の代表、県と一緒に検討しまして、その中の土地利用の基本方針が180ページに記載されている3つの基本方針ということで、地権者の方もおおむね理解していると思います。しかし、広域構想はあくまでも各市町村が跡地利用をする上での全体的なバランスを考えた方向性を示していますので、各市町村においては広域構想を反映した形で跡地利用計画を定めていくことになっております。

【大城部会長】

具体的には市町村で跡地利用については決めていくということですか。

【事務局 與那嶺企画部参事】

はい、最終的な跡地利用計画は市町村のまちづくりの中で決定していくものと理解しています。

【大城部会長】

例えば返還地が幾つかあるわけですが、この地区に商業地をつくりたい、また別の場所と同じようにつくりたいときの調整というか、同じようなものを次の場所につくっても、ただ競争が起きるだけで意味がないと思いますが、一体的な跡地利用についての決定はどうなっていますか。

【事務局 與那嶺企画部参事】

跡地に商業施設ができたので競合しているのではないかとのご指摘もございましたので、そういった趣旨も踏まえて広域構想は定めております。広域構想の中では地域の振興拠点という形で、各跡地の特性を踏まえた拠点を形成する形で方向性を示しているところでございます。

【大城部会長】

分かりました。

ほかに委員の皆さんから意見はございますか。

富川委員、どうぞ。

【富川専門委員】

今の議論は、もちろん開発の主体は市町村ですが、それだけに任せると統一的なバランスがとれないので、先ほどの報告書で広域的にそれぞれの市町村の言い分も聞きながらまとめていく形にしたわけです。特にポイントは、全部が全部商業地になるのはなかなか難しいということで、その意味も含めて先ほど報告書の中にその内容が盛り込まれていると思います。

跡地利用の問題の難しいところは、主体は地権者も含めた市町村なのですが、それを市町村ごとに任せると沖縄県全体の均衡のある発展につながりにくいので、それぞれの役割もあると思いますが、先ほどの報告書はそういう意味である意味があったかなと思っています。次の10年も具体的に返還がいつなのか、それぞれの市町村のまちづくり等々、特に那覇市がありますが、那覇市は何回か軍港の跡地利用も含めて報告書が出ていますが、リニューアルされていたものですから、今は改訂中だと思いますが、そういうものとの兼ね合いもあって、一応、意見交換もしていると思いますが、それぞれの役割分担があって、全部が全部を市町村に任せると非常に難しい課題があります。

話は飛ぶかもしれませんが、この素案の24ページに絵がありますが、ここの目的に「安全・安心で幸福が実感できる島の形成」があります。これは2020年にOECDから出たアフターコロナの報告書の創造的回復がありますが、これからは「ウェル・ビーイング」、人々が心身ともに幸福な状態の1つの方向を示して、それぞれの10年ごとに毎年、それが実現すると予算を組んでいきますから、そこの中で段階的に暮らしていく形になると思います。

それから予算の問題もよく出ますが、今日の新聞にも載っています。制度の問題で沖縄振興特別措置法の改定に関わっていきます。跡地利用の問題など、今議論しているのは、1つの将来像について議論しているわけで、それを補佐する措置については、また制度論で県の発表があると思いますが、この両方が一体となっているものですから、10年先の将来像の中で予算の問題は、個人的には別の次元かなと思っています。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ほかに今の議題についてご意見等はございますか。なければ休憩して次の議題に移りたいと思います。

瀬口さん、手が挙がっていますが手短にお願いします。

【瀬口専門委員】

今、大城さんからもお話があった部分ですが、これを読んだときに、確かに公園や緑地

を整備するような方向に決まった印象をもちました。

180ページの28行目の「住宅地や商業地、その他の公共用地」と書いてあって、例えば工業地の用途は記載されていないので、産業の創出には機械装置みたいなものは想定されないのか、そういう印象はありました。今後の産業の在り方として半導体などの小型部品装置が想定されているのであれば、工業用地としての利用も考えられるので、こういうものは入れておかないといけないのかなと感じました。以上です。

【大城部会長】

今の件は感想ですか。

【瀬口専門委員】

感想のような感じで発言しましたが、返還跡地は規模が大きいので住宅地と商業地だけを挙げるのは若干気にはなります。その点のご意見があれば伺いたと思います。

【事務局 與那嶺企画部参事】

ただいまのご意見を受け、持ち帰って少し検討したいと思います。

【大城部会長】

ほかに意見がなければ休憩をとりたいのですがよろしいでしょうか。

それでは、4時20分からスタートしたいと思います。

(午後4時11分休憩)

(午後4時20分再開)

5 議事4(調査審議)

検討テーマ「県土のグランドデザインと圏域別展開」

(1) 議事説明

【大城部会長】

かなり時間が迫ってしまして、今日の議題はかなり議論が沸騰するだろうと思っていましたが、時間が5時までですので、「県土のグランドデザインと圏域別展開」について事務局から説明をいただいて、それに対して意見書が出ていますから、意見書の紹介とそれに対する事務局からの説明で今日は終えたいと思います。

その他の委員からの意見については、9月7日の委員会で継続したいと思いますので、委員の皆様から意見がありましたら意見書を提出してもよろしいし、次回の委員会で意見を述べても結構です。

という形で、今日の議事4については、切りがいいところで切りたいと思いますのでご

了解ください。

それでは、議事4の「県土のグランドデザインと圏域別展開」について事務局から説明をお願いします。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

それでは、議事4についてご説明をさせていただきます。

企画調整課副参事の武村と申します。よろしくお願いいいたします。

今回はこの議事が最後になります。長時間大変お疲れさまです。

資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。まず目次のほうからご説明させていただきます。iiiページをお開きください。

こちらの第6章が今回の議事4となります。第6章の全体構成でございます。第6章の「1 県土全体の基本方向」として、県土全体の大きな視点から3つの基本方向を提示させていただいております。

「(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり」、我が国の南端に位置する一自治体との視点から「(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成」、そして前回ご説明しました「(3) 広大な海域の保全・活用」を挙げてございます。

ivページでございます。「2 県土の広域的な方向性」として、県内を5圏域、沖縄本島北部、中部、南部、宮古、八重山の圏域を越える部分、広域的な視点から6つの基本方向を提示してございます。本日は赤枠の部分のご審議をお願いいたします。

まず「(1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成」、こちらは中部、南部を一体として考えた節となっております。「(2) 県土の均衡ある発展を支える『東海岸サンライズベルト構想』の展開」、そして他部会で審議いたします「(3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展」、「(4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり」、「(5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」、そして先ほど議事3でご審議いただいた(6)の跡地となります。

「3 圏域別展開」につきましては、現行沖縄振興特別措置法において、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を沖縄振興計画に記載することが規定されてございます。こちらを踏まえまして、素案におきましては、今の計画と同様に5圏域を設定して圏域別展開を記載してございます。

それでは、資料1の188ページをお開きください。20行目が第6章「1 県土全体の基本

方向」となります。「(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり」でございます。

22行目、「県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない」と記述してございます。

189ページの7行目でございます。「SDGsやポストコロナにおける『新しい生活様式／ニューノーマル』に対応し、DXの推進や人口減少・超高齢化社会をも見据えた多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりに取り組む」としてございます。

そして15行目、「県土の均衡ある持続可能な発展に向け、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進するとともに、今後返還が予定される大規模な駐留軍用地跡地利用を県全体の振興発展につなげる」としてございます。

そして189ページの26行目、「(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成」となります。

こちらの31行目、「国が提起する『東京一極集中から多核連携型の国づくりへの転換』等の方針を踏まえ、活力ある日本社会と均衡ある国土の形成に資する我が国の新たな拠点『安全・安心で幸福が実感できる島』の形成を県土全域において形成する」としてございます。

190ページの1行目、「世界に開かれた我が国の南の玄関口として、世界水準の拠点空港化及び国際流通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充など、那覇空港や那覇港を核に、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を推進する」としてございます。

飛びまして190ページの25行目、「県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある」としてございます。

192ページの「2 県土の広域的な方向性」でございます。「(1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成」としてございます。

3行目、中南部圏域は県人口の8割を占めてございます。少し飛ばしまして、これは全国の政令指定都市と同程度の面積、人口規模となります。そして8行目から、「臨空・臨港都市の形成を図るなど、アジアの主要都市に比肩するような都市圏の形成を目指」したいと考えております。その後少し飛ばしまして14行目で、「東海岸地域においては」ということで、後でご説明しますが、こちらで東海岸サンライズベルト構想に関する記述を入れてございます。そして25行目、「中南部都市圏を一体の都市として捉え、駐留軍用地の

返還も見据えた都市計画区域の再編を視野に入れた取組を進める」ということで、こちらでは都市計画にも言及させていただいております。

193ページでございます。「(2) 県土の均衡ある発展を支える『東海岸サンライズベルト構想』の展開」としてございます。

2行目、「県土の均衡ある発展と持続可能な成長に向けて、本島東海岸に、中南部から北部に伸びる新たな基軸となる、もう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要がある」としてございます。

こちらではサンライズベルト構想の展開を記載してございます。サンライズベルト構想につきましては、皆様に概要版をお配りさせていただいております。

策定の経緯といたしましては、中長期的な観点からご提言いただいた「新沖縄発展戦略」の申し送り事項の1つに、東海岸サンライズベルトの発展戦略というものがございました。こちらのご提言を踏まえまして、本部会で副会長をしていただいております島袋委員や関係市町村の首長様を含む東海岸サンライズベルト構想検討委員会を昨年度立ち上げまして、こちらで検討して今年3月に取りまとめたものが「東海岸サンライズベルト構想」となっております。こちらの結果を193ページで反映したということでございます。

次に198ページをお開きください。「3 圏域別展開」となります。

「(1) 北部圏域」となります。20行目に主な特性と課題、これを踏まえまして、199ページの14行目に展開の基本方向を書いてございます。そして24行目に、アとして、「やんばるの自然を守る環境共生型社会の構築」がでございます。

これ以下に、各分野ごとに施策展開の基本方向を示しております。各5圏域、このような構成で整理してございます。

それぞれにつきましては、各市町村及び圏域に対応する広域圏市町村事務組合からご意見をいただきながら記載した内容となっております。

分野別のものにつきましては、別途A4の2枚紙で、第6章 圏域別補足説明資料ということでカラーの資料を追加で送らせていただいております。こちらのほうで各所管の部会で手分けして審議することになってございます。

199ページの14行目の北部圏域の基本方向でございます。

「北部圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する環境共生型社会の構築や国際的な学術研究、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組む」としております。こういった形で基本方向を整理してございます。

207ページをお開きください。「(2)中部圏域」となります。3行目の主な特性と課題を踏まえまして、32行目から展開の基本方向を記載してございます。

「沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他圏域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係の下、本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る」としてございます。

208ページの3行目、「中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進する」としてございます。

214ページの15行目から「(3)南部圏域」となります。16行目、主な特性と課題を踏まえまして、215ページの19行目に展開の基本方向をお示ししてございます。

20行目、「本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図るとともに、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進する」としてございます。そして、27行目には周辺離島についての方向性も記載してございます。

223ページ、「(4)宮古圏域」でございます。

7行目、主な特性と課題を踏まえまして、224ページの5行目、展開の基本方向といたしまして、6行目から「美ら海を守るエコアイランドの実現に向け」、「自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝統文化等の継承を図る」ことなどを基本方向として挙げてございます。

そして、230ページの「(5)八重山圏域」、3行目の主な特性と課題を踏まえまして、231ページの9行目、展開の基本方向をお示ししてございます。

11行目から「豊かな自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝統文化等の継承を図る」としてございます。

こういった形で各圏域の基本方向をお示しして、その下に分野別に各項目ごとに展開方向を示していることとなります。

説明は以上となります。

(2) 質疑応答及び審議

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

この議事に関しては、喜納専門委員、玉城専門委員、仲宗根専門委員から意見書が提出

されています。まず喜納さんから意見書に関する説明をよろしくお願いします。

【喜納専門委員】

意見というほどのものではないのですが、今お話を伺っていても、本県のソフトパワーとして伝統文化の継承と自然環境の保全というのが両輪になっているような気がしますので、189ページの4行目「本県のソフトパワーの源泉である」からで始まる部分ですが、グスク群に関する記述はありますけど、「などの世界遺産」と書いていますが、ここに北部の世界自然遺産とかも触れたほうがいいのではないかという単純な指摘です。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

次は玉城さん。

【玉城専門委員】

私は港湾について2件述べさせていただきました。

190ページの8行、9行目ですけど、本部港を皮切りに港湾のことを書いてございます。しかしながら、中城湾港においては産業支援港としての機能強化、クルーズ船となってございますけれども、国が指定する重要港湾という位置づけもございまして、中城湾港においてはバックヤードに製造業等を中心にして企業が立地してございまして、その支援港という位置づけが非常に強いという認識でございまして。

理由のほうにも書いてございますけれども、今年度の4月には「中城湾港長期構想」が定められて、中城湾港がどういった施設でどういった目的、機能を有するのかが再確認され、方向性が示されているのであれば、周辺地域に集積する製造業等の利便性を向上させる産業支援港ということで長期計画に書いてありますので、それを加えることによって、文言としての産業支援港の位置づけを高めるほうがいいのではないかという意見でございます。

2つ目も港湾でございまして。193ページの30行から31行に、「中城湾港を中心とする国際物流拠点産業集積地域」、特区でございましてけれども、「臨港・臨空型産業の集積など」ということで、那覇港も全く同じような施設の機能と主要目的をうたっているわけです。これとかぶるところがございましてけれども、いずれにしても、先ほどご紹介いただきました「東海岸サンライズベルト構想」の中を見ますと、臨港・臨空型産業の集積など、港湾・空港とつながるということで、那覇港と中城湾港の交通アクセスが非常によくなり、お互い産業集積が望めるのであれば、那覇港との連携、役割分担を踏まえつつと入れたほ

うが、あっちもこっちも同じ機能、役割という誤解を招くことがないのではないかという意見でございます。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

続いて仲宗根さん、お願いします。

【仲宗根専門委員】

198ページの29行目、イタジイを中心とするやんばるの森はとありますけど、世界遺産に登録されたやんばるの森ということで、世界遺産を強調してはどうかという意見です。

なぜかという、32行目のほうは、第二尚氏云々と書いて、世界遺産に登録されたと書いてあります。199ページの15行目に、世界遺産登録地にふさわしい地域として確かなものにするために、伊是名のところだけではなくて、やんばるも世界遺産に登録されたということ強調してはどうかという意見です。

それから207ページの34行目からですが、「本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化等を活用した高度な都市機能」とありますけれども、本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化というのは、誤解があったらごめんなさい。例えば16行目に、沖縄市を中心に云々と、「戦後、伝統文化と異文化が融合した独特のチャンプルー文化を醸成しており」とありますけど、この文化のことをいうのか、また全然違う文化なのか、もしそれを言うのであれば、多様で国際色豊かなチャンプルー文化と、またチャンプルー文化と言って強調したらどうかという意見です。

それから、215ページの21行目、「国際的にも特色ある高度な都市機能」、あちこちに高度な都市機能というのが出てきますけど、高度な都市機能というのは具体的にどういうことなのかイメージが湧かない。いろんなところに出てきます。国際的にも特色ある高度な都市機能というのは、さらにワンランクアップされていて、不明確だなと思います。

それから、223ページの33行目、「ワンランク上のリゾートライフ」云々とあって、次のページの3行目、「富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する」とありますけれども、この段落は、主な特性と課題というよりも、むしろ展開の基本方向に入れたほうがいいのではないかという意見です。

それから、231ページの5行目、前回もどなたか委員の方がおっしゃっていましたが、「また、健康・長寿のイメージが強い本県」とありますが、健康・長寿のイメージというのは希薄ではないかという気がします。それで復活させて、提案したんですけど、むしろ

農畜産物のブランド力を高めというのがいいのかなと思います。

なぜかという、展開の基本方向にも、14行目に「農林水産業の振興をはじめ、魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興を図る」とあるものですから、農畜産物のブランド力を高めてそれをアジアに持っていくというほうが、より現実的なのかなと思います。以上です。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

委員からの意見書につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

ご意見ありがとうございます。

ご指摘、大変ごもっともだと思いますので、修正の方向で次回の部会でご報告をさせていただきますたいと思います。以上でございます。

【大城部会長】

この議題につきましては、先ほど申しましたように、次回、9月7日の部会で継続して審議したいと思いますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

事務局で何か連絡事項等ありますか。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

大城部会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回の第4回総合部会につきましては、9月7日・火曜日14時から、本日と同様のこちらの会場、自治会館で開催させていただきます。正式な通知につきましては、後日改めて送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事内容につきましては、1週間後をめどに委員の皆様へ送付し、内容をご確認いただいた上で、沖縄県企画調整課のホームページに掲載をさせていただく予定としております。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の沖縄県振興審議会第3回総合部会を終了とさせていただきます。

6 閉会